

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的・性質等

### 第1項 計画の目的

「地震対策計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、羽島市防災会議が策定する計画であって、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における地震にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を図ることを目的とする。

### 第2項 計画の性質

1 「地震対策計画」は、「羽島市地域防災計画」の「地震対策計画」編として、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震や今後発生が危惧される東海地震を始めとする海溝型地震や、平成7年（1995年）兵庫県南部地震、平成16年（2004年）新潟県中越地震、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震、平成28年（2016年）熊本地震といった内陸型地震を対象とし、その防災計画を定めるものである。

2 「地震対策計画」は、市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

3 「地震対策計画」中、第4章は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第5章は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条の規定に基づく推進計画とする。

4 「地震対策計画」に定められていない事項については、「一般対策計画」編の例による。

### 第3項 計画の構成

「地震対策計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、羽島市の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 災害応急対策

第4章 東海地震に関する事前対策

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第6章 災害復旧

### 第5項 計画の用語

「地震対策計画」において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市 羽島市をいう。
- (2) 市本部 羽島市災害対策本部をいう。
- (3) 市本部長 羽島市災害対策本部長をいう。

羽島市地域防災計画（地震対策計画・第1章・総則）

- (4) 市計画 羽島市地域防災計画をいう。
- (5) 県 岐阜県をいう。
- (6) 県本部 岐阜県災害対策本部をいう。
- (7) 県本部長 岐阜県災害対策本部長をいう。
- (8) 県計画 岐阜県地域防災計画をいう。
- (9) 県支部 岐阜県災害対策本部の支部をいう。
- (10) 県支部長 岐阜県災害対策本部の支部長をいう。
- (11) 災対法 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)をいう。

なお、本計画中、次の組織名称は、災害対策本部設置の如何により、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
市本部	羽島市（市長室危機管理課）
市本部長	羽島市長
市本部〇〇部〇〇班	羽島市〇〇部〇〇課
県本部	岐阜県（防災課）
県本部長	岐阜県知事
県本部〇〇部〇〇班	岐阜県〇〇部〇〇課
県支部	岐阜県防災課（岐阜地域防災係）
県支部長	岐阜地域危機管理監
本部連絡員	本部連絡員の担当職にある者
本部連絡員室	羽島市市長室危機管理課

## 第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱

### 第1項 実施責任

#### 1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害発生時には災害応急措置を実施する。また、市及びその他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

#### 6 市民

大規模地震災害発生時には、関係機関の活動が遅延または阻害されるおそれがあるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識のもとに、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

## 第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 市

- (1) 羽島市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設と組織の整備や訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除及び拡大の防止
- (5) 救助や防疫等による被災者の保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災市営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害対策要員の動員及び雇上
- (11) 災害時における交通と輸送の確保
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

### 2 県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設と組織の整備や訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除及び拡大の防止
- (5) 救助や防疫等による被災者の保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における公安の維持
- (11) 災害対策要員の動員及び雇上
- (12) 災害時における交通と輸送の確保
- (13) 災害時における防災行政無線通信の確保と統制
- (14) 被災施設の復旧
- (15) 市が処置する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等
- (16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

### 3 指定地方行政機関

- (1) 中部管区警察局
  - ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
  - イ 他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること
  - ウ 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
  - エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること
  - オ 情報の収集及び連絡に関すること

## (2) 東海財務局岐阜財務事務所

## ア 立会関係

- a 公共土木、農林水産業、公立文教、公営住宅等法律補助による災害復旧事業費査定立会
- b その他予算補助による災害復旧事業費査定立会

## イ 証券関係

- a 届出印鑑喪失時の可能な限りの便宜措置の要請
- b 有価証券喪失時の再発行手続きの協力要請
- c 預かり有価証券の売却及び解約代金の即日払い申出時の可能な限りの便宜措置の要請

## ウ 融資関係

- a 地方公共団体の災害復旧事業債の融資
- b 地方公共団体に対する短期資金の融資

## エ 金融関係

- a 災害関係の融資に関する措置の要請
- b 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置の要請
- c 手形交換、休日営業等に関する措置の要請
- d 生保及び損保保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置の要請
- e 営業停止等の対応に関する措置の要請

## オ 国有財産関係

- a 災害の応急措置又は地震防災応急対策の用に供する財産の無償貸付又は使用許可
- b 激甚指定を受けた地域の学校施設（小学校、中学校又は特別支援学校）の用に供する財産の無償貸付
- c 災害の防除又は復旧を行う者に対する条件付売払又は貸付
- d 被災を受けた貸付財産の貸付料の減額
- e 普通財産の被害状況の把握、現地調査
- f 県内未利用地の情報提供、有効活用
- g 被災債務者に対する履行期限を延長する特約措置

## (3) 東海北陸厚生局

## ア 災害情報の収集及び連絡調整

## イ 関係職員の派遣

## ウ 関係機関との連絡調整

## (4) 東海農政局

## ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進

## イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集

## ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導

## エ 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導

## オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導

## カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置

## キ 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等

## ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導

- ケ 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握
- コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
- (5) 中部経済産業局
  - ア 災害情報の収集及び伝達
  - イ 電力及びガスの供給確保指導
  - ウ 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整
  - エ 被災中小企業に対する資金の融通等の措置
  - オ 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣
- (6) 中部近畿産業保安監督部
  - 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導
- (7) 中部運輸局
  - ア 災害情報の収集及び伝達
  - イ 船舶の調達のあっせん及び特定航路への就航勧奨
  - ウ 円滑な港湾荷役実施のための必要な指導
  - エ 船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
  - オ 特に必要と認めるときの船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
  - カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督
  - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導、監督
  - ク 自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
  - ケ 関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
  - コ 特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令を発する措置
  - サ 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣
- (8) 気象庁（岐阜地方气象台）
  - ア 地震情報の発表・伝達・解説
  - イ 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表・伝達・解説
  - ウ 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報の発表・伝達・解説
  - エ 津波警報及び津波情報の発表・伝達・解説
  - オ 二次災害防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供
  - カ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
  - キ 防災訓練の実施及び関係機関との協力
- (9) 東海総合通信局
  - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための

## 調整及び電波の監理

- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
  - ウ 被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査
  - エ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
  - オ 非常通信協議会の運営
  - カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
- (10) 岐阜労働局
- ア 事業場における労働災害の防止
  - イ 化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保及び管理体制の整備
  - ウ 地震災害発生時における高所作業、ずい道工事等の即時中止、退避等作業者の安全確保
  - エ 救出、復旧工事等緊急作業時における労働災害防止
  - オ 労働保険料等の納付猶予の措置
- (11) 国土交通省（中部地方整備局）
- ア 災害予防
    - a 所管施設の整備と防災管理
    - b 応急復旧用資機材の備蓄の推進
    - c 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
    - d 河川防災ステーション、緊急用河川敷道路、防災情報ネットワークなど防災関連施設の整備
  - イ 初動対応
 

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣
  - ウ 応急・復旧
    - a 防災関係機関との連携による応急対策の実施
    - b 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
    - c 所管施設の緊急点検の実施
  - エ 警戒宣言発令時
    - a 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の迅速な伝達
    - b 地震災害警戒体制の整備
    - c 人員、資機材等の配備や手配
    - d 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力
    - e 道路利用者に対する情報の提供
- (12) 中部地方環境事務所
- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
  - イ 災害時における廃棄物に関すること

## 4 自衛隊

- (1) 防災に関する調査推進

- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する訓練の実施
- (5) 災事情報の収集
- (6) 災害派遣と応急対策の実施

## 5 指定公共機関

- (1) NTT 西日本株式会社、株式会社 NTT ドコモ、NTT ドコモビジネス株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
  - ア 電気通信施設の整備と防災管理
  - イ 災害時における緊急通話の取扱い
  - ウ 被災施設の調査と復旧
- (2) 日本赤十字社岐阜県支部
  - ア 医療、助産、保護の実施
  - イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
  - ウ 義援金の募集配分
- (3) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
  - ア ダム施設等の整備と防災管理
  - イ 災害時の電力供給
  - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (4) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
  - ア 鉄道施設の整備
  - イ 電気通信施設及び電力施設の整備
  - ウ 列車の運転規制に係る措置
  - エ う回輸送等輸送に係る措置
  - オ 列車の運行状況等の広報
  - カ 鉄道施設等の応急復旧
  - キ 鉄道施設等の災害復旧
- (5) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
  - ア 安全輸送の確保
  - イ 災害対策用物資及び人員、輸送の確保
  - ウ 被災地の交通の確保
- (6) 中日本高速道路株式会社
  - ア 中日本高速道路株式会社施設の整備と防災管理
  - イ 被災施設の調査と復旧
- (7) 独立行政法人水資源機構
  - ア 水資源機構施設の整備と防災管理
  - イ 被災施設の調査と復旧
- (8) 日本放送協会

- ア 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
  - イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
  - ウ 放送施設の保守
- (9) 日本銀行
- 災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。
- ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
    - a 通貨の円滑な供給の確保
    - b 現金供給のための輸送、通信手段の確保
    - c 通貨および金融の調節
  - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
    - a 決済システムの安定的な運用に係る措置
    - b 資金の貸付け
  - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
  - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
  - オ 各種措置に関する広報
  - カ 海外中央銀行等との連絡・調整
- (10) 日本郵便株式会社
- ア 災害時における郵便業務の確保
    - a 郵便の運送及び集配の確保
    - b 郵便局の窓口業務の維持
  - イ 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施
    - a 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
    - b 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分
    - c 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便等の料金免除
  - ウ 郵便局の窓口業務の維持
- (11) 東邦ガス株式会社、東邦ガスネットワーク株式会社
- ア ガス施設等の整備と防火管理
  - イ 災害時のガス供給
  - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (12) 独立行政法人国立病院機構
- ア 国立病院機構の病院による医療救護班の編成及び派遣
  - イ 国立病院機構の病院による可能な範囲における被災傷病者の収容治療
  - ウ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所による医療救護班の活動支援

## 6 指定地方公共機関等

- (1) 一般社団法人岐阜県 LP 協会及び一般ガス導管事業者（県内事業者）
- ア ガス施設等の整備と防火管理
  - イ 災害時のガス供給
  - ウ 被災施設の調査と災害復旧

- (2) 鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社等）
  - ア 鉄道施設の整備
  - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
  - ウ 災害時の応急輸送対策
  - エ 被災施設の調査及び復旧
- (3) 一般社団法人岐阜県トラック協会
  - ア 安全輸送の確保
  - イ 災害対策人員、輸送の確保
  - ウ 被災地の交通の確保
- (4) 中部日本放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、株式会社岐阜放送、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社岐阜新聞社、株式会社中日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社中部経済新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、社団法人共同通信社、株式会社日刊工業新聞社
  - ア 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
  - イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
  - ウ 社会事業団等による義援金の募集、配分
- (5) 岐阜県土地改良事業団体連合会、土地改良区
  - ア たん水防除施設の整備と防災管理
  - イ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
- (6) 岐阜県水防協会、羽島市水防協議会、羽島市水防協会、羽島市水防団
  - ア 水防施設、資材の整備と防災管理
  - イ 水防計画の策定と訓練
  - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (7) 一般社団法人岐阜県医師会、一般社団法人岐阜県病院協会、公益社団法人岐阜県歯科医師会、社団法人岐阜県薬剤師会、一般社団法人羽島市医師会、一般社団法人羽島歯科医師会、羽島薬剤師会
  - ア 医療及び助産活動の協力
  - イ 防疫その他保健衛生活動の協力
  - ウ 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
- (8) 公益社団法人岐阜県看護協会
  - 看護師派遣の協力
- (9) 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会、羽島市社会福祉協議会
  - ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
  - イ ボランティア活動の推進
  - ウ 義援金品の配分
- (10) 全岐阜県生活協同組合連合会
  - 物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力
- (11) 公益社団法人日本水道協会岐阜県支部
  - ア 災害による水道施設被害の調査報告
  - イ 災害の防除と被害の拡大防止
  - ウ 被災施設の応急対策と復旧

- (12) 公益社団法人日本下水道協会岐阜県支部
  - ア 災害による下水道施設被害の調査報告
  - イ 災害の防除と被害の拡大防止
  - ウ 被災施設の応急対策と復旧
- (13) 岐阜県環境整備事業協同組合
  - ア 被災地域の清掃等
  - イ 無償による災害一般廃棄物の収集運搬
- (14) 一般社団法人岐阜県建設業協会
  - ア 被災住宅の応急修理
  - イ 被災者の救出支援
  - ウ 道路、河川、その他の施設の応急復旧
  - エ 緊急輸送道路の確保のための措置
- (15) 一般社団法人岐阜県警備業協会
  - ア 災害時における交通誘導業務
  - イ 避難場所等の警戒活動
- (16) 公益社団法人岐阜県バス協会
  - 災害時における自動車による人員の緊急輸送

## 7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) ぎふ農業共済組合、岐阜県農業共済組合
  - ア 市本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力
  - イ 農産物、林産物等の災害応急対策についての指導
  - ウ 被災農林家に対する融資又はあっせん
  - エ 農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧
  - オ 飼料、肥料等の確保又はあっせん
- (2) 病院等管理者
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
  - イ 災害時における病人等の収容及び保護
  - ウ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (3) 社会福祉施設管理者
  - ア 避難施設の整備と避難等の訓練
  - イ 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
- (4) 共同募金会
  - 義援金品の募集、配分
- (5) 羽島商工会議所
  - ア 市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及びあっせん等についての協力
  - イ 災害時における物価安定についての協力
  - ウ 救助用物資や復旧用資材の確保についての協力及びあっせん
- (6) 公益財団法人羽島市地域振興公社、公益社団法人シルバー人材センター
  - ア 公共施設避難所の生活環境保持への協力
  - イ 災害時における被災者の保護活動への協力
- (7) 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置

- (8) 学校法人
  - ア 避難施設の整備と避難等の訓練
  - イ 被災者における教育の対策
  - ウ 被災施設の災害復旧
- (9) 高圧ガス取扱機関
  - ア 高圧ガスの防災管理
  - イ 災害時における高圧ガスの供給
- (10) 火薬取扱機関
  - 火薬の防災管理
- (11) ガソリン等危険物取扱機関
  - ア ガソリン等危険物の防災管理
  - イ 災害時におけるガソリン等の供給
- (12) ラジオ・アイソトープ(R. I)取扱機関
  - R. Iの防災管理
- (13) 医薬品供給機関
  - 災害時における医薬品、医療ガスの緊急輸送

### 第3項 市民と事業者の基本的責務

#### 1 市民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減するため減災の備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火、負傷者や要配慮者の救助、避難場所での活動などのほか防災関係機関等が行っている災害応急活動に協力するなど、災害対応への貢献に努めなければならない。

#### 2 事業者の責務

事業者は、災害時に従業員の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献や地域との共生等、企業の果たすべき社会的役割を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を早期に再開または継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定及び各計画の点検や見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

### 第4項 岐阜県地震防災対策推進条例に基づく防災協働社会の形成推進

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個人個人の対応が大きなウエイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、「岐阜県地震防災対策推進条例」（平成17年岐阜県条例第13号）に基づき、市、県、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

### 第3節 本市の特質と災害要因

#### 1 市地域の特徴

濃尾平野は我が国有数の平野であり、面積は 1,485 k m<sup>2</sup>に及び、沖積平野の面積が 86 パーセントを占めている。沖積平野の地形は 3 区分され、上流側から「扇状地地帯、自然堤防地帯、三角州地帯」であり、沖積平野の 3 地形帯が典型的に配列している。

羽島市は自然堤防地帯に位置し、木曾川、長良川及びその派川による自然堤防の発達が見られる地域であり、自然堤防の多くは弥生時代以降から 12、13 世紀までの比較的短い期間に形成されたものであることが、記録により確かめられている。さらに、自然堤防地帯は、自然堤防、後背湿地、旧河道等が微地形として区分される。これらの微地形は、過去の様々な河川の堆積作用（洪水）により形成されたものであり、それぞれ形成された場や営力が異なる。したがって、各微地形毎に構成土質が変化している。

地形区分の特徴は、次のとおりである。

地形区分	地形の特徴（成因）	地質及び比高
自然堤防	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現・旧河道に沿い、発生する微高地</li> <li>○洪水時に常水路からあふれた川の水が、氾濫原上に広がると洪水流の流速が減少して常水路の両側に運搬土砂を堆積する。このため、流路沿いに微高地が形成される</li> <li>○河道にやや急な断面、外側に緩傾斜を示す</li> <li>○新しいものほど形状を認めやすい。古いものはその後の洪水によりパッチ状となって残る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○砂質土（淘汰された砂ではない。後背湿地の泥質層の上ののっている場合が多い）</li> <li>○比高は後背湿地より通常 0.5～3m 程度</li> </ul>
後背湿地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○氾濫原上で自然堤防の背後にできる泥沢性の低湿地</li> <li>○雨水や洪水時に常水路からあふれた水が自然堤防の囲みの中で停滞する皿状凹地</li> <li>○人工の加わる以前は沼地・湿地であったところ</li> <li>○自然堤防に挟まれるように分布する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地表下数メートルまでに、泥炭（腐植土）、粘土及び砂が分布する</li> </ul>
旧河道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○過去の河川流域の跡があり、屈曲した細長い凹地をなし、連続性が良い</li> <li>○洪水時に流路となる場合が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○泥質土が分布し、その下位に旧河床砂が分布する</li> <li>○後背湿地より比高-0.5～-1m</li> </ul>

#### 2 過去の地震被害

##### (1) 濃尾地震

明治 24 年（1891 年）10 月 28 日午前 6 時 38 分、岐阜県本巣郡根尾村（現・本巣市根尾）付近を震源とした濃尾地震（マグニチュード 8.0）は、内陸地震として最大規模のものであった。地震当時の地変、住家被害、道路、堤防被害などから、愛知、岐阜両県のかなりの地域は、震度 7 に近い 6 と震度 7 と推定される。羽島市は激震域に入っており、住家被害率は 90～100% である。当時中心市街地であった竹ヶ鼻町は、地震により住家が 100%倒壊した後、火災が発生している。焼失地域は、新町、上町、本町、中町、下町、宮町、下城、上鍋屋、川町に及ん

でいる。

#### (2) 姉川地震

明治42年（1909年）8月14日午後3時30分、琵琶湖東北岸の姉川流域で発生した地震で、マグニチュード6.8である。羽島市も、烈震（震度6）に位置している。羽島市では、境川、長良川、大浦輪中堤、逆川の堤防に被害が出ている。特に、桑原町西小藪において長良川の河川改修により、新しく築堤された堤防において、180～500m区間、500m区間以上の被害が出ている。これは、軟弱地盤（後背湿地）上に築堤されたことも一因と推定される。

#### (3) 東南海地震

昭和19年（1944年）12月7日午後1時35分、熊野灘沖で発生した地震であり、マグニチュード7.9であった。羽島市周辺では、震度5の強震であったが、詳しい状況は戦時中であり、不明である。羽島市では、住家の被害は多くないと推定されるが、竹ヶ鼻町では液状化発生が記録されている。

### 3 液状化の発生

羽島市では、過去3回の地震により、液状化の発生が記録されている。市内の液状化発生は、次の表の町村及び大字地区である。市での液状化履歴により、震度5～6以上の地震で液状化が発生し、逆川に集中していることが分かる。なお、竹ヶ鼻町では、3回発生しており、今後再発するおそれがある。

地震名	液状化発生地区名等
濃尾地震	西小熊村、北及林川田、大浦村、竹ヶ鼻町、江吉良村、堀津村、城屋敷村、石田村
姉川地震	竹ヶ鼻町、正木村須賀、駒塚村駒塚・蜂尻
東南海地震	竹ヶ鼻町

### 4 活断層の概要

#### (1) 根尾谷断層

根尾谷断層は、濃尾地震の際に形成された3本の雁行状に並ぶ地震断層（温見断層、根尾谷断層、梅原断層）のうち1本、あるいは3本の断層、さらには、それらの周辺に分布している既存の活断層を含めた総称の名称である。この断層は、福井県の大野市南部から南東へ向かって旧根尾村を横切り、旧本巣町、旧高富町、岐阜市、関市を経て、美濃加茂市、可児市まで全長約80kmに渡り、北西－南東方向に延びる長大な断層系を形成している。これは、左横ずれ断層であり、決して1本の断層が連続しているわけではない。

#### (2) 関ヶ原断層

滋賀県境の伊吹山の南山麓に沿って西北西－東南東方向に約15kmほど続く断層であり、一部に確実度I・活動度A級に属する部分を含み、断層崖や谷の屈曲などを伴う左横ずれ断層である。

#### (3) 養老断層

濃尾平野の西端において、垂井町南部から養老山地の東縁に沿って三重県の桑名市付近を通り、そのまま、伊勢湾へ向かって延びると考えられている活断層であり、西側の養老山地を上昇させ、東側の濃尾平野を沈降させる運動を現在も続けている。

### 5 海溝型地震

日本列島とその周辺には、太平洋プレート、フィリピン海プレート及び陸側のプレートと最

低3つのプレートがある。太平洋プレートは、ほぼ東南東の方向から年間約8cmの速さで日本列島に近づき、陸側のプレートの下に沈み込んでいる。また、フィリピン海プレートは、ほぼ東南の方向から年間3～7cm程度の速さで日本列島に近づき、南海トラフなどから陸側のプレートの下へ沈み込んでいる。

フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震としては、相模トラフや駿河トラフ沿いの巨大地震がある。このタイプの地震は、中部地方を含む広範囲にわたる地震動による被害をもたらす。特に、紀伊半島沖から東海地方の沖合を震源域とした場合は、中部地方に大きな被害をもたらす。

また、中部地方の下に沈み込む太平洋プレートやフィリピン海プレートの内部においても地震が発生しているが、これは深い地震であり、中部地方に大きな被害をもたらすことはないと推測される。

## 6 複合災害対策

市及び県は、複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。さらに、山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、市民をはじめ県民へ周知・啓発を図るものとする。

市及び県は、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

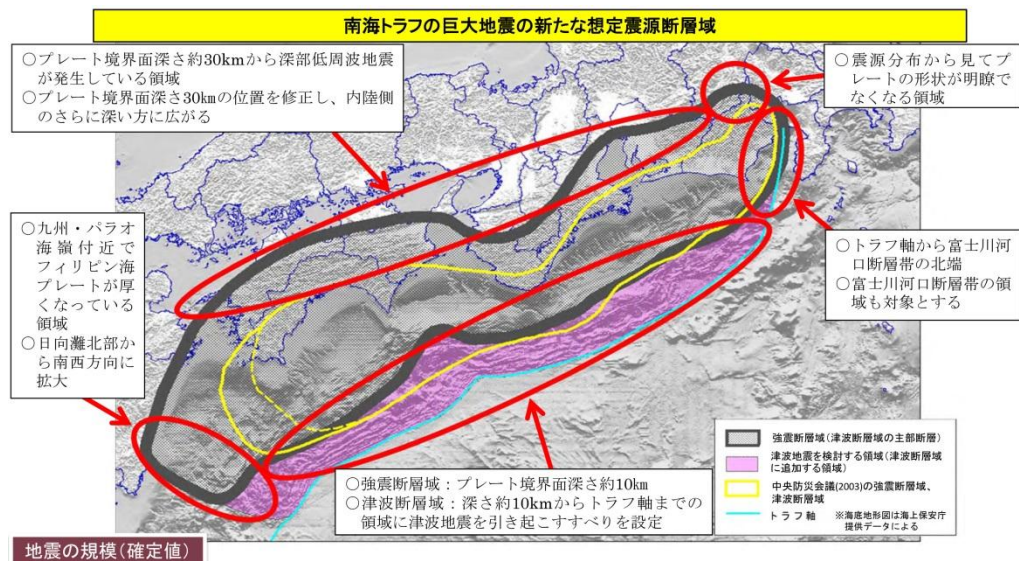
市及び県は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

## 第4節 被害想定

### 1 海溝型地震

#### 南海トラフの巨大地震

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓に、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波の検討をしていくべきである」との方針の下、平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、南海トラフ沿いにおいて想定し得る最大クラスの地震及び津波の規模を推計している。すなわち、震度分布を推計する強震断層モデルのMw（モーメントマグニチュード）は9.0が確定値とされ、これに基づき、平成24年3月に公表された「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）」において、羽島市では最大で震度6強の揺れが予想された。



地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km <sup>2</sup>	約14万km <sup>2</sup>	約10万km <sup>2</sup> (約500km×約200km)	約18万km <sup>2</sup> (約1200km×約150km)	約6万km <sup>2</sup> (約400km×約140km)	約6.1万km <sup>2</sup>
モーメントマグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al., in press) [8.8(理科年表)]	8.7

内閣府 南海トラフの巨大地震モデル検討会 資料より

なお、岐阜県が平成25年2月に公表した「平成23～24年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」（以下、県被害想定調査）によれば、「南海トラフの巨大地震」では、羽島市において最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード9.0・震度6弱	
建物被害	揺れによる全壊	317棟
	液状化による全壊	1,534棟
	揺れによる半壊	2,157棟
	液状化による半壊	2,392棟
出火件数 (冬季の午後6時発生の場合)	炎上出火件数	3件
	残火災件数	2件
	焼失棟数	10棟

人的被害 (冬季の午前5時 発生の場合)	死者	20人
	負傷者	488人
	重症者	35人
	要救出者	70人
避難者（建物被害及び焼失）		7,341人
帰宅困難者		243人

## 2 内陸直下型地震

### (1) 養老－桑名－四日市断層帯地震

「養老－桑名－四日市断層帯」は養老町から三重県四日市市に及ぶ断層（約57km）であり内陸直下型地震の震源域として羽島市に最も影響があると考えられる

県被害想定調査によれば、「養老－桑名－四日市断層帯地震」では、羽島市において最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード7.7・震度6強	
建物被害	揺れによる全壊	2,138棟
	液状化による全壊	1,499棟
	揺れによる半壊	4,803棟
	液状化による半壊	2,336棟
出火件数 (冬季の午後6時 発生の場合)	炎上出火件数	14件
	残火災件数	13件
	焼失棟数	77棟
人的被害 (冬季の午前5時 発生の場合)	死者	136人
	負傷者	1,360人
	重症者	238人
	要救出者	474人
避難者（建物被害及び焼失）		12,880人

### (2) 阿寺断層系地震

「阿寺断層系」は、下呂市から中津川市に及ぶ断層（約70km）であり、内陸直下型地震の震源域として羽島市にも影響があると考えられる

内陸直下地震被害想定調査（平成31年2月）によれば、「阿寺断層系地震」では、羽島市において最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード7.9・震度5弱～5強	
建物被害	揺れによる全壊	0棟
	液状化による全壊	137棟
	揺れによる半壊	54棟

	液状化による半壊	214 棟
出火件数 (冬季の午後6時 発生の場合)	炎上出火件数	1 件
	残火災件数	0 件
	焼失棟数	0 棟
人的被害 (冬季の午前5時 発生の場合)	死者	0 人
	負傷者	11 人
	重症者	0 人
	要救出者	0 人
避難者（建物被害及び焼失）		493 人

### (3) 跡津川断層地震

「跡津川断層」は、飛騨市から富山県富山市に及ぶ断層（約 69 km）であり、内陸直下型地震の震源域として羽島市にも影響があると考えられる

県被害想定調査によれば、「跡津川断層地震」では、羽島市において最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード7.8・震度5弱～5強	
建物被害	揺れによる全壊	0 棟
	液状化による全壊	184 棟
	揺れによる半壊	100 棟
	液状化による半壊	287 棟
出火件数 (冬季の午後6時 発生の場合)	炎上出火件数	1 件
	残火災件数	0 件
	焼失棟数	0 棟
人的被害 (冬季の午前5時 発生の場合)	死者	0 人
	負傷者	19 人
	重症者	0 人
	要救出者	0 人
避難者（建物被害及び焼失）		674 人

### (4) 高山・大原断層帯地震

「高山・大原断層帯」は、高山市から郡上市に及ぶ断層（約 48 km）であり、内陸直下型地震の震源域として羽島市にも影響があると考えられる

内陸直下地震被害想定調査（平成 31 年 2 月）によれば、「高山・大原断層帯地震」では、羽島市において最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード7.6・震度5弱	
建物被害	揺れによる全壊	0棟
	液状化による全壊	0棟
	揺れによる半壊	1棟
	液状化による半壊	0棟
出火件数 (冬季の午後6時 発生の場合)	炎上出火件数	0件
	残火災件数	0件
	焼失棟数	0棟
人的被害 (冬季の午前5時 発生の場合)	死者	0人
	負傷者	0人
	重症者	0人
	要救出者	0人
避難者（建物被害及び焼失）		1人